

保険契約規程・特別条項新旧対照表

現行	改定
<p>第 37 条 (てん補責任の制限) 1～5 (略) 6 (新設)</p>	<p>第 37 条 (てん補責任の制限) 1～5 (略) 6 組合が第35条第2項に規定するブルーカード若しくは保証等又はその他組合が直接責任を負う保証その他の証書 (かかるブルーカード、保証等、その他保証又は証書に基づく責任を、以下総称して「直接責任」という。) を発行又は提供した場合において、一若しくは複数の直接責任に基づく金額のみで又はその他の保険金の額と合わせて保険契約規程又は保険契約承諾証に定めるてん補限度額を超える可能性があるとして組合が判断したときは、直接責任の全部又は組合が指定する部分に基づく支払いが組合によりなされるまで、組合は、その他の保険金の全部又は一部の支払いを留保することができる。 組合が支払った金額 (直接責任に基づいて支払った金額を含む。) が保険契約規程又は保険契約承諾証に定めるてん補限度額を超える場合、組合員は、組合からの要求があり次第ただちに当該超過部分を組合に弁済するとともに、組合が実行可能と判断する範囲及び条件で、組合員が他の保険の下で有する権利及び第三者に対して有する権利を全て組合に譲渡しなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>WHO 認定感染症特別条項 第 1 条 組合は、世界保健機関 (WHO) が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると認定した感染症 (以下「認定感染症」という。) の伝染若しくは伝染の疑い又はそのおそれから直接生じた損失、損害、責任及び費用をてん補しない。 第 2 条 前条の規定は、感染症の伝染により直接生じた損失、損害、責任及び費用であり、WHO が当該感染症を認定感染症と認定する以前に当該伝染が生じたとして組合員が証明した場合には適用されない。 第 3 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる損失、損害、責任及び費用はてん補されない。 1 予防のためか治療のためかを問わず、感染症の確認、洗浄、無害化、除去、検査又は</p>

経過観察をするための責任及び費用

2 感染症により生じた収益の損失、用船料の損失、事業中断、市場喪失、遅延、間接的な経済的損失その他これに準ずる損失から生じた責任、損失及び費用

3 感染症のおそれから生じた損失、損害、責任及び費用

第4条

本特別条項でいう「感染症」とは、既知のものであるか否かを問わず、何らかの物質又は媒介物によって生物から生物へと伝染する疾患を指す。

1 ここでいう「物質又は媒介物」には、生きているか否かを問わず、ウイルス、細菌、寄生虫、その他の生物又はそれらの変異種又は変異株が含まれるが、これらに限定されるものではない。

2 伝染の方法には、直接であるか間接であるかを問わず、人との接触、空気感染、体液による感染、固体、固体表面、液体又は気体を經由した感染が含まれるが、これらに限定されるものではない。

3 疾患、物質又は媒介物は、単独で作用するか、他の併発疾患、症状、遺伝的感受性若しくは免疫系と複合して作用するかを問わず、死亡、疾病、傷害、一時的若しくは恒久的な身体若しくは精神障害の原因となる可能性、又はいかなる資産の価値若しくはその安全な使用に悪影響を及ぼす可能性があるものをいう。

第5条

本特別条項は、本特別条項が付帯されていない場合は本保険契約の下でてん補されない組合員の責任をてん補の対象とするように本保険契約を拡張するものではない。